

# 財団法人高知県体育協会情報公開規程

## (目 的)

第1条 この規程は、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号。以下「条例」という。）の趣旨にのっとり、財団法人高知県体育協会（以下「協会」という。）の情報公開に必要な事項を定めることにより、協会に対する県民の理解と信頼を深め、適正な協会の運営に資することを目的とする。

## (対象となる情報)

第2条 この規程は、協会の職員が職務上作成し又は取得した文書、図面、写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）であって、組織的に用いるものとして協会が、管理しているもの（以下「文書等」という。）に適用する。ただし、平成13年3月31日以前に作成し又は取得した文書等を除く。

## (公開の手續)

第3条 何人も、協会に対して協会が保有する文書等の閲覧又はその写しの交付（以下「開示」という。）を申請することができる。

2 協会が保有する文書等の開示を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。

なお、申請者は、高知県庁内の情報公開コーナーを経由して協会に申請することができる。

3 協会は、次の各項目のいずれかに該当する情報が記録されている文書等を除き、開示するものとする。

(1) 法令又は他の条例（以下「法令等」という。）の規定により開示することができないとされている情報

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に係る情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるものと認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により何人も閲覧できるとされている情報

イ 公表を目的として作成し、又は取得した情報

ウ 次に掲げる者の職務の遂行に係る情報に含まれる当該者の職名及び氏名

(ア) 協会の職員

(イ) 国家公務員及び地方公務員

(ウ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16条）第152条第1項に規定する法人及び同令第140条の7第1項に規定する法人の役員

(3) 法人その他の団体（公社等並びに国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

イ 違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある支障から人の生活を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

(4) 開示することにより、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を生ずるおそれのある情報

- (5) 協会又は国若しくは地方公共団体その他の公共団体（以下、「国等」という。）が行う事務事業に関する情報であって、開示することにより次のいずれかに該当することが明らかなもの
- ア 監査、検査、取締り、試験、入札、交渉、渉外、争訟その他すべての事務事業若しくは将来の同種の事務事業の実施の目的が失われ、又はこれらの公正若しくは円滑な執行に著しい支障を生ずるもの
  - イ 協会内部又は協会と国等相互間における審議、検討、協議、調査、研究等に関する意思決定が不当に阻害されるおそれがあるもの
  - ウ 国等からの委託による調査等で、公表してはならない旨の条件が付されているもの等、協会と国等との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれるもの
- (6) 協会の要請を受けて、開示しないと約束の下に、個人又は他の法人等から協会へ提供された情報であって、開示することにより、当該個人又は法人等と当該財団との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれることが認められるもの。ただし、当該情報が一般的に公表されないものであること等、当該約束の締結が状況に照らし合理的であると認められる場合に限る。
- 4 協会は、文書等が前項各号のいずれかに該当する情報を記録した部分とその他の部分からなる場合において、これらの部分を容易に、かつ、文書等の開示の申請の趣旨を損なわない程度に分離することができるときは、当該その他の部分については開示しなければならない。

#### (公開の決定等)

- 第4条 協会は、前条第2項の申請書を受理したときは、受理した日から起算して15日以内に、当該申請に対する開示又は非開示の決定（前条第4項による部分的な開示決定を含む。以下「非開示決定」という。）をしなければならない。なお、決定に際しては、条例の趣旨及び前条第3項又は第4項の規定に基づき、協会の主体的な判断と責任において行うものとする。
- 2 協会は、やむを得ない理由により、前項に定める期間内に決定することができないときは、その期間を延長することができる。この場合において、協会は、速やかに書面によりその延長する理由及び期間を申請者に通知しなければならない。
- 3 協会は、第1項の決定をしたときは、速やかに、別に定める書面により当該決定の内容を申請者に通知しなければならない。
- この場合において、当該決定が文書等の非開示であるときは、当該書面に前条第3項各号又は4項の規定を適用した根拠を具体的に記載して、当該非開示決定の理由（当該非開示決定の理由がなくなる時期をあらかじめ示すことができるときは、当該非開示決定の理由及び当該時期）を示さなければならない。
- 4 協会は、第1項の決定をする場合において、当該決定に係る文書等に第三者に関する情報が記録されているときは、あらかじめ当該第三者の意見を聴くことができる。

#### (公開の実施)

- 第5条 開示は、協会の事務所において行うものとする。
- 2 開示は、文書等を閲覧に供し、又はその写しを交付することにより行うものとする。
- 3 協会は、文書等を汚損し、又は破損するおそれがあるとき、又は第3条第4項により文書等の開示をするとき、その他必要があると認めるときは、当該文書等を複写したものを閲覧に供し、若しくはその写しを交付することができる。
- 4 申請者は、文書の開示に要する費用（写しの交付及び送付に要する費用を含む。）として協会が別に定める額を負担しなければならない。

(異議の申し出)

第6条 第4条第1項の非開示決定に異議のある申請者は、当該決定を知った日の翌日から起算して60日以内に、協会に対し異議の申し出をすることができる。

2 前項の申し出は、別に定める書面により行うものとする。

3 協会は、第1項の異議の申し出があった場合は、当該異議の申し出を却下するときを除き、県の公社等情報公開委員会の意見を聴いたうえで、当該意見を尊重し、当該異議申し出に対し決定を行うものとする。

(その他)

第7条 協会は、情報公開に当たって、個人に関する情報が十分に保護されるように最大限の配慮をしなければならない。

2 この規程の定めるところにより文書等の開示を受けた者は、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

3 この規程は、協会の文書等のうち、法令等の規定により一般の供覧に供するとされている文書等については適用しない。ただし、法令等が閲覧等の期間を限定している場合に、当該期間外に文書等の閲覧の申し出があったときや、法令等が閲覧等の手続についてのみ定めている場合において、文書等の写しの交付の申し出があったときは、この規程を適用する。

4 この規程に定めるもののほか、協会の情報公開に関し必要な事務手続の詳細は、別に定める。

附 則

この規程は、平成13年6月18日から施行する。